制度６．広告塔除却・改修工事補助金

～広告塔除却・改修工事補助とは～

高崎市では、地震発生時における広告塔の倒壊等による災害を防止し、広告塔の安全性を確保するための工事として、損傷、腐食等の劣化が確認できる広告塔を除却又は改修する工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。

申請資格	（１）市税を滞納していない個人又は法人であること。 （２）広告塔の所有者又は広告塔の所有者から同意を得ている者であること。
工事要件	（１）道路側に倒壊した際に交通上支障となる位置にある高さが４ｍを超える広告塔で、損傷、腐食その他の劣化が確認できるものを除却する工事であること。 （２）上記の要件に該当する除却工事に加えて、除却する広告塔に係る施設の敷地内で、道路側へ超えない位置に新たに高さが４ｍを超える広告塔を築造する工事であること。 （３）除却又は築造する広告塔は、自己の住居、店舗、事務所、事業所等の敷地内に、その名称や商標、事業の内容、取扱う商品等を表示しているものであること。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業の用に供する施設に係る広告塔は対象外。 （４）広告塔の築造工事については、建築確認済証の交付を受けて実施する工事で、工事完了後に検査済証の交付を受けられる工事であること。 （５）市内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者が施工する工事であること。 ※除却工事のみの補助申請でも対象となる（築造工事のみの補助申請は対象外。）。 ※狭あい道路（幅員が４ｍ未満でセットバックが必要な道路）沿いである場合は、事前に相談が必要となる。
補助金額	（１）広告塔の除却工事　一律５万円（工事費が満たない場合は工事費限度） （２）広告塔の築造工事　除却工事後の築造工事に要する費用に２分の１を乗じて得た額に相当する額とし、上限額は５０万円 ※工事費限度額又は乗じて得た額に１,０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額
注意事項	（１）本補助金の交付決定後に着手する予定の工事であること（契約締結済であったり、工事着手している場合は申請不可）。 （２）申請の受付は令和７年５月１２日(月)から１１月２８日(金)まで。 （３）令和８年２月２７日（金）までに完了報告を提出すること。 （４）本補助金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること（本補助金の事前支払いは不可）。 （５）申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は原則すべて同じであることが条件。 （６）補助金の交付は、対象となる敷地につき１回限りとする。

○申し込み時に必要な書類

		書類名	条件等
必要な書類	□	申請書（様式第５号）	
	□	納税証明書（市税等について滞納額がない証明）	申請者が市税を滞納していないことを証明するもの（申請日前３か月以内に取得したもの）
	□	委任状	代理者を選任する場合 ※参考様式あり
	□	所有者からの工事に対する同意書	申請者が所有者以外の場合又複数所有者の場合 ※参考様式あり
	□	案内図	
	□	除却・築造する広告塔の位置図	広告塔の除却前後の位置が確認できるもの
	□	除却する広告塔の現状写真	除却する広告塔の状況が確認できるもの ※高さの根拠を求める可能性あり
	□	工事費用見積書	補助対象経費が分かるもの ※参考様式あり
	□	建築確認済証の写し及び設計図書	新たな広告塔を築造する場合
	□	申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること

○工事が終わったら必要な書類（完了報告提出時）

		書類名	条件等
必要な書類	□	完了報告書（様式第１８号）	
	□	事業実施報告書（様式第１９号）	
	□	工事請負契約書の写し	
	□	検査済証の写し	新たな広告塔を築造する場合
	□	工事写真（日付入り・カラー）	工事前、工事中及び完成後の状況写真 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真
	□	領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	□	請求書（様式第１６号）	
	□	通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード

○お願い　必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

～ 制度６．広告塔改修工事補助金 手続きの流れ ～

広告塔所有者	高崎市

＜事前確認＞

道路種別の確認

建築確認

※広告塔が倒壊した際に支障となる道路が建築基準法で規定する道路であるか否かについて、事前に建築指導課窓口にて、ご確認をお願いします。なお、幅員が４m未満でセットバックが必要な道路の場合は、補助申請前に生活道路拡幅協議書を提出する必要があります。新たな広告塔の築造工事については、原則セットバック位置が確定し、生活道路拡幅協議が締結されないと着手できませんので、ご注意ください。

※なお、倉渕地域においては、倒壊した際に支障となる道路は幅員が４m以上の公共の道路であるか否かが条件となります。幅員等の確認については、倉渕支所農林建設課にてご確認をお願いします。

※新たな広告塔を築造する場合には、建築確認済証の交付を受けてからでないと、申込みができませんので、ご注意ください

＜申し込み時＞

申し込みに必要な書類の提出

※令和７年５月 12 日(月)～11 月 28 日(金)

書類審査⇒審査結果のお知らせ
（補助金交付決定通知書の発行）

※補助金交付決定までは、概ね１～２週間程度

広告塔除却・改修工事着手
（補助金交付決定通知後に契約締結し、工事に着手）

※高崎市内の施工業者へお願いしてください

＜終わったら＞

業者へ工事代金の支払い
（業者から領収書が発行）

完了報告書類の提出

※令和８年２月 27 日(金)までに提出

※完了報告書提出から補助金支払いまで
３週間～１ヶ月程度要します
（書類に不備がないことが前提）

書類の審査

補助金の支払い

お問合せ先、受付窓口　〒370-8501　群馬県高崎市高松町 35 番地１　建築指導課(11F)

電話：027-321-1271　FAX：027-323-5296

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenchikushidou@city.takasaki.gunma.jp

業務時間　平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分